

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第1項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.6	44.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0

備考 それぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

【資金不足比率】

(単位：%)

会計区分	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
航路事業特別会計	23.6
村民牧場事業特別会計	—

備考 それぞれの欄において「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

○経営健全化基準以上となった理由

消費税の還付金が令和4年5月までに支払われる予定で令和3年度予算に計上していたが支払いが令和4年5月以降になったため、資金不足が発生しました。還付金は令和4年7月に振り込まれ、資金不足は解消しています。

○今後の対応

資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上の公営企業を有する地方公共団体は、原則として議会の議決を経て経営健全化計画を策定する必要がありますが、前年度の資金不足比率が20%未満であり、翌年度の資金不足比率が20%未満となることが確実と認められるときは、経営健全化計画の策定を要しません。

健全化判断比率等の推移について

健全化判断比率の推移

	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	7.6	8.0	6.9	6.1
将来負担比率	44.6	21.4	28.9	37.0

資金不足比率の推移

	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
航路事業特別会計	23.6	—	—	—